



電子帳簿保存法

電子帳簿保存法とは平成10年に成立した法律です。既に十数回改正されております。

電子帳簿等保存制度は税務上必要な「帳簿」、「領収書・請求書・決算書などの国税関係書類」を紙ではなく電子データで保存することに関する制度をいい3つの制度に区分されます。電子帳簿保存法を理解するにはこの3つを別々に分けて1つずつ読み進めていくことが必要です。

①電子帳簿等保存（任意であり希望者のみ行えばよいもの）

自社又は自身で最初から一貫してパソコン等で作成している帳簿や国税関係書類は、プリントアウトして保存するのではなく電子データのまま保存が出来ます。例えば会計ソフトで作成している仕訳帳やパソコンで作成した請求書の控えが対象です。

②スキャナ保存（任意であり希望者のみ行えばよいもの）

決算関係書類を除く国税関係書類（取引先から受領した紙の領収書・請求書等）をその書類自体を保存する代わりにスマホやスキャナで読み取った電子データで保存することが出来ます。

③電子取引データ保存（強制されます）

申告所得税、法人税に関して帳簿、書類の保存義務が課されている者は、注文書、契約書、送り状、領収書、見積書、請求書などに相当する電子データをやり取りした場合には、その電子取引データを保存しなければなりません。

2022年1月1日から③の電子取引データ保存のみは義務となりましたが、2023年12月

31日までは宥恕措置がされております。いよいよ2024年1月1日からは宥恕から猶予に変更となります。

電子取引データ保存

電子取引データ保存だけは対応が必要です。申告所得税（個人事業主）及び法人税においては紙により授受された請求書等は元々保存義務がありました。但し電子取引情報の保存義務まではありませんでした。なお消費税申告の仕入れ税額控除を受けるためには帳簿だけでなく請求書等の保存が必要で、結果実務上は電子取引データを紙に出力して保存することにしています。

税務調査が起きた際に元データである電子取引データを見せてくださいと言っても納税者が、保存義務がないので保存しておりませんと言えば回避できたのです。エクセルで来たデータを改ざんしてから出力して紙で保存することも出来たでしょう。そのような行為を封じるために電子帳簿保存法では電子取引データの保存を義務づけました。

◎所得税法及び法人税法より紙の請求書等の保存を義務とするのが原則、所得税法及び法人税法の規定にない電子取引データは電子帳簿保存法によって電子取引データで残すのが原則となります。

電子取引データを電子で保存する対応が間に合わない場合は宥恕措置で対応することになりました。2022年1月1日から2023年12月31日までの期間の対応としてはそれまでにやり取りした電子取引データは紙にプリントアウトして書面を保存し続け、税務調査等の際に提示・提出が出来れば問題ありません。

それが2024年1月1日以降は猶予措置に変わります。

(1) 猶予措置の要件

次のイ及びロの要件をいずれも満たしている場合には、改ざん防止や検索機能など保存時に満たすべき要件に沿った対応は不要となり、電子取引データを単に保存しておくことが出来るとされました。

イ 保存時に満たすべき要件に従って電子取引データを保存することが出来なかったことについて、所轄税務署長が相当の理由があると認める場合（事前申請は不要です）

※猶予措置の相当の理由の例としてはシステム等の整備が間に合わない、資金繰りがつかない、人手不足、対応できる人材がない等の事情等があれば十分です。ただしシステム等の整備が間に合い環境的には十分であるにもかかわらず特段の事情もないのに稼働していない場合は認められないと判断されます。

ロ 税務調査等の際に、電子取引データの「ダウンロードの求め」及びその電子取引データをプリントアウトした書面の提示・提出の求めにそれぞれ応じることが出来るようにしている場合

※宥恕措置ではプリントアウトした書面の提示・提出の求めに応じればよかったです。猶予措置ではこれに加え、ダウンロードの求めにも応じる必要があります。

(2) 電子取引データとは以下のものです。

- ① EDI 取引※
- ② インターネット等による取引
- ③ 電子メールにより取引情報を授受する取引（添付ファイルによる場合を含む）
- ④ インターネット上にサイトを設け、そのサイトを通じて取引情報を授受する取引

※商取引で発生する発注書や納品書、請求書などの証憑類を電子化し、取引先と専用回線で接続してデータでやり取りする取引システムです。

上記が電子取引データとして保存する対象となります。これまで通り紙で届いている請求書等を無理にデータ保存することは求めておりません。

(3) 保存方法の要件

電子取引データはデータのまま保存しなければならないとされており、その真実性を確保する観点から以下のいずれかの条件を満たす必要があります。

- ① 送信元からタイムスタンプが付与されたデータを受領する
- ② ①がないのであれば受取側がすみやかにタイムスタンプを付す（一定のルールがある）
- ③ ①②が無くてもデータの訂正削除を行った場合には履歴が残るシステム又は訂正削除できないシステムを利用して授受し保存する。
- ④ 訂正削除の防止に関する事務処理規定を策定、運用、備付けをして、事後的な確認のために検索できる状態にする。

なお、メールで来た請求書等をメールソフトに残しているからそれが検索機能というのは通りません。そのデータはサーバ内などに保管する必要があります。具体的な保存方法として国税庁はQ&Aで以下のように回答しております。

電子取引を行った場合には、取引情報を保存することになりますが、次に掲げる電子取引の種類に応じて保存することが認められます。

1. 電子メールに請求書が添付された場合

- ① 請求書等が添付された電子メールそのものをサーバ等自社システムに保存する。
- ② 添付された請求書等をサーバ等に保存する。

2. 発行者のウェブサイトで領収書等をダウンロードする場合

(ア) PDF等をダウンロードできる場合

- ① ウェブサイトに領収書等を保存する
- ② ウェブサイトから領収書等をダウンロードしてサーバ等に保存する。

(イ) HTML データで表示される場合

- ①ウェブサイト上に領収書等を保存する
 - ②ウェブサイト上に表示される領収書をスクリーンショットし、サーバ等に保存する。
 - ③ウェブサイト上に表示された HTML データを領収書の形式に変換 (PDF 等) し、サーバ等に保存する。
3. 第三者等が管理するクラウドサービスを利用し領収書等を授受する場合
- ①クラウドサービスに領収書等を保存する
 - ②クラウドサービスから領収書等をダウンロードしてサーバ等に保存する。
4. 従業員がスマートフォン等のアプリを利用して経費を立替えた場合
- ①従業員がスマートフォン等に表示される領収書データを電子メールにより送信させて自社システムに保存する

※なお、この場合にはスクリーンショットによる領収書の画像データでも構いません



これらのデータを保存するサーバ等は可視性および真実性の要件を満たす必要があります。

この電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に関して、授受した電磁的記録をそのまま上記の方法により保存することは認められますが、電子取引により受領した請求書等の取引情報（請求書や領収書等に通常記載されている日付、取引先、金額等の情報）を確認し、改めてその取引情報のみをサーバ等に自ら入力することをもって電磁的記録の保存とすることは認められません。

電子取引データ保存は義務です。電子取引データ保存で最も重要なことは電子取引元データを消さないことです。また電子取引データの信頼性を担保するために自社で行った対応として上記4つのうちの保存要件のどれで対応したかが求められます。改ざんしていないことを調査官に信じてもらおう手段を選ぶのです。

電子取引データを管理できない環境であるならば当面はこれまで通り紙で出力しておいて、その紙の請求書等が改ざんされていないことが信用できる状態が担保されていけばよいのです。データの管理において、全て1つのシステムで管理することを求めているわけではありません。この取引データならこの検索方法ですぐに見つかる。その取引データはそのサーバで管理していると関係者が皆でわかっている、調査の際はスムーズに資料がデータとして見せられることを求めています。

電子取引データがそもそもない会社はこれまで通り紙のみの対応です。また一部の電子取引データが少しだけある会社はその取引先だけサーバ内にもデータ保存すればよく、それであれば何も検索機能が充実していなくても対応できます。取引先の複数が電子取引データを利用し膨大なデータでは検索機能がなければすぐに出せる状況ではないという状況であればこれは検索機能と管理運用が必要となります。

電子帳簿等保存

会計ソフトが充実した現在において今でも手書き帳簿から申告書まで作成しているのはまれになってきました。電子帳簿等保存では最初から一貫して会計ソフト、税務ソフトを利用して作成しているのであれば紙の保存ではなく電子データによる保存でも可能とするものです。

改正前は申請が必要でしたが改正後は申請が不要となりました。調査する側も紙で見るとよりは電子データで検索の方が作業は早いです。ゆえに電子帳簿等保存をするのであれば調査の際は電子データでの情報提供に対応することが求められます。こちらは税理士事務所に依頼しているのであれば会社で何か特別な対応をする必要はないと考えられます。



スキャナ保存

所得税及び法人税では紙の請求書等は紙で残すことが原則です。この紙を長期にわたり保存することは企業にとって場所も取り負担大です。電子化が進んでいるのであれば、紙ではなく電子化したほうがよいという企業の希望でスキャナ保存を認めております。改正前は申請が必要でしたが改正後は申請不要です。ただしこちらのスキャナ保存の義務は電子取引データの取り扱いとは違いルールが厳しいです。ただスキャンして残しておけばよいというのではなくルールに従って保存しなければなりません。また消費税においてはインボイス（適格請求書）の保存があってはじめて仕入れ税額控除が出来ます。

考えられることとしては経費をスキャンして保存したものが国税庁のルールにはなっていない場合、請求書等が無くても預金の動きなど取引履歴からお金が動いているのがわかるのであれば、スキャナ保存が不十分だからと直ちに所得税や法人税の修正を求められるまでには至りません。但し消費税については違います。適格請求書等の保存が仕入れ税額控除の要件のためルールに従わなかったのが修正といわれても仕方がないと考えられます。

スキャナ保存を進めたい場合は、スキャナ保存をしつつ同時に請求書等を紙で保存をしていればスキャナ保存がだめでも紙で証明が出来て修正になるとはありません。それでは作業が増えるだけでスキャナ保存をする意味がありません。スキャナ保存は重要でない調査対象とはならないような取引のみスキャナ保存を利用して、重要なものはスキャナ保存と紙での保存をします。

このスキャナ保存と電子取引データを同時に始めようとするのが混乱の原因となります。スキャナ保存は企業の書類管理には大変便利なものですが慎重に進めてください。



会計ソフトとの連携

猶予措置があるためしばらくは電子取引データを紙による出力はしておいた方が良いでしょう。次に電子取引データについては削除せずにサーバ等に保存し管理するようにします。ここまでは時間がかかってもしずれ対応できるようにしてください。

電子取引データを管理する方法の1つとして会計ソフトに紐づけるのもよいと思います。

会計ソフトは取引日、取引金額、取引先による仕訳検索が可能です。この機能を利用して電子取引データに該当するものについては仕訳に添付しておけば検索が可能となります。

ただし、電子帳簿保存法の大幅な要件緩和の際に国税庁の事前申請を廃止した代わりに公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（JIIMA）という外部組織に委託し、電子帳簿保存法に対応しているソフトを認証する仕組みになりました。電子帳簿ソフト、電帳法スキャナ保存ソフト、電子書類ソフト、電子取引ソフトに対応しているものにはそれぞれ認証マークがついております。会計ソフトを利用したデータ保存をするには認証されているソフトを利用することになります。自社が今後どこまで電子化するかにより適応するソフトに代える必要が出てくる可能性もあります。

長々と書きましたが、電帳法の対応について今直近で求められていることは、無理にシステム化することではないことは理解していただきたいと思います

（担当 芝事務所 : 山本 修）

